

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

[環境創造局 みどりアップ推進課]

事業名	
17款 1項 12目	
みどり保全創造事業費会計繰出金	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	17-1-12 1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	3,385,648	0					3,385,648
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	3,267,929						3,267,929
増△減	117,719	0	0	0	0	0	117,719

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	2,337,673	2,338,559	3,152,273
算 市債+一般財源	2,337,673	2,338,559	3,152,273
決 事業費	2,213,186	2,182,453	3,066,187
算 市債+一般財源	2,213,186	2,182,453	3,066,187

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	3,385,648	3,385,648
算 市債+一般財源	3,385,648	3,385,648

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

横浜みどりアップ計画 [2019-2023] のうち、一般会計で負担することとされている事業経費等をみどり保全創造事業費会計へ繰出します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

横浜みどりアップ計画 [2019-2023] のうち、令和3年度に一般会計で負担することとされている事業経費等をみどり保全創造事業費会計へ繰出します。

【実績及び今後見込み】

	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
みどり保全創造事業費 会計繰出金	2,213,186	2,182,453	3,066,187	3,267,929	3,385,648	3,385,648

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	説明
繰出金	3,267,929	3,385,648	117,719	みどり保全創造事業費会計にかかる公債費の増に伴う繰出金の増
合計	3,267,929	3,385,648	117,719	

【事業スケジュール】

繰出 4月
清算 (出納整理期間)

【事業開始年度】

平成21年

【根拠法令】

横浜市特別会計設置条例

【根拠とするデータ等】

横浜みどりアップ計画[2019-2023] (30年11月)
横浜みどりアップ計画[2019-2023] 2019 (令和元) 年度 事業報告書 (令和2年10月)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	相場 崇	木下 博文	福田 香

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 経理経営課]

事業名	
17款 1項 14目	
下水道事業会計繰出金	

特記事項	
中期計画-3.8の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度事業評価書番号	17-1-14-1
令和2年度事業評価書番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	市	道	市債	一般財源
令和3年度	39,648,373	0					39,648,373
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	38,728,906						38,728,906
増△減	919,467	0	0	0	0	0	919,467

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	45,402,473	44,880,863	43,396,775
決算 市債+一般財源	45,402,473	44,880,863	43,396,775
事業費	45,411,966	44,887,524	43,018,775
決算 市債+一般財源	45,411,966	44,887,524	43,018,775

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	39,648,373	39,648,373
決算 市債+一般財源	39,648,373	39,648,373

方針の確認/決裁
有 () 無 (○)

【事業の目的・必要性】

下水道事業会計への繰出金（雨水処理経費・行政的経費等）について、総務副大臣通知「地方公営企業繰出金について」等に基づき計上します。

雨水公費・汚水私費の原則により、都市の浸水防止等都市機能の保全などを目的とした雨水処理経費や公共用水域の汚濁防止等の行政目的を達成するための経費は一般会計が負担し、原因者が特定できる経費は使用料で負担すべきとされています。

■総務省通知（繰出基準）

項目	繰出しの基準
雨水処理経費	雨水処理に要する資本費（減価償却費・支払利息等）及び維持管理費に相当する額
下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務に要する経費に相当する額
水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1
不明水の処理に要する経費	計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額
高度処理に要する経費	下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く）に相当する額の一部（2分の1を基準とする）。
その他	緊急下水道整備特定事業実施要綱による実施された事業に係る下水道事業債並びに平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額等

本年度においても、上記基準に基づき下水道事業会計への繰出しを行います。また、繰出基準に定めるもののほか、行政目的を達成するために負担している経費（下水道使用料の減免、災害用ハマッコトイレ事業、海外水ビジネス展開支援事業）についても繰出します。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

下水道事業会計の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するために繰出金を支出します。

【実績及び今後見込み】

維持管理費の節減や国の補償金免除繰上償還制度を活用したことによる支払利息の減少により、近年は縮減傾向にあります。しかし労務単価の改定や近年の電力単価の上昇などにより、維持管理費の縮減が難しくなっており、今後繰出金が増額する可能性があります。

	28年度決算	29年度決算	30年度決算	R1年度決算	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
下水道事業会計繰出金	45,804,403	45,411,966	44,887,524	43,018,775	38,728,906	39,648,373	39,648,373

【事業費の内訳】

収益的収入 (3条収入)	基準内繰入金	3年度予算			2年度予算			差引
		精算額			精算額			
		雨水処理経費負担金	36,914,216		36,907,744		6,472	
		精算額	▲168,333		▲1,117,107		948,774	
		小計	36,745,883		35,790,637		955,246	
		水質規制経費	204,132		197,171		6,961	
		水洗便所改造命令経費	130,365		122,178		8,187	
		不明水処理	437,086		437,086		-	
		高度処理	485,386		485,386		-	
		その他(特例措置分支払利息等)	107,173		107,173		-	
		精算額	262,152		▲31,945		294,097	
		小計	1,626,294		1,317,049		309,245	
	基準外繰入金	使用料減免分等	639,572		639,572		-	
		精算額	▲25,036		▲5,204		▲19,832	
		小計	614,536		634,368		▲19,832	
		中計	38,986,713		37,742,054		1,244,659	
資本的収入 (4条収入)	基準内	特例措置分元金償還金等	661,660		986,852		▲325,192	
		中計	661,660		986,852		▲325,192	
		合計	39,648,373		38,728,906		919,467	

【事業開始年度】

昭和39年

内訳	
一般会計負担金	36,745,883
一般会計補助金	2,240,830
一般会計出資金	661,660
合計	39,648,373

【根拠法令】

地方公営企業法第17条の3

【根拠とするデータ等】

繰出金対象事業費の積み上げ

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 榎山 敏浩	係長 柘原 昌邦	係 塩田 幸吉
--------------------	-------------	-------------	------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 環境エネルギー課]

事業名
17款 1項 18目
低公害バス集中導入事業 (自動車事業会計繰出金)

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
10	6

令和2年度 事業評価書 番号	
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	22,278	0					22,278
補助事業							
単独事業		補助率	%				
令和2年度	22,278						22,278
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	5,832	5,670	15,759
算 市債+一般財源	5,832	5,670	15,759
決 事業費	5,832	5,670	11,574
算 市債+一般財源	5,832	5,670	11,574

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	22,278	22,278
算 市債+一般財源	22,278	22,278

方針の確認/決裁
有 () 無 (○)

【事業の目的・必要性】

自動車については年々性能が向上し、大気汚染物質の排出が少ない車が広く普及していますが、バスなどの重量車は、ディーゼルエンジンを搭載し、走行距離も長いことなどから、乗用車と比較しNoxやPM、CO2の排出量がいまだ多い状況です。そこで、本市が使用するバスについては、低排出、低燃費車を率先導入し、環境の改善を図ります。

また、交通局では「市営交通 中期経営計画(2019年度～2022年度)」に基づきハイブリッドバスの導入を行い、導入時に交通局が国(国土交通省)へ補助金の申請をするには地方公共団体(横浜市)からの協調支援が条件となっています。

環境創造局では、交通局が導入するハイブリッドバスや燃料電池バスについて、ディーゼルバス導入にかかる費用との差額分について、繰出し(補助)を行います。

根拠・データ等
ハイブリッドバス、燃料電池バス導入実績

【令和3年度実施内容と期待される効果】

ハイブリッドバス導入及び燃料電池バスリース費用にかかる、ディーゼルバス導入費用との差額分について繰出しを行うことにより、低排出、低燃費車の率先導入、環境改善が期待されます。

【実績及び今後見込み】

ハイブリッドバス

	21年度～25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
台数	各年10台ずつ導入	9台	5台	0台	5台	5台	5台	10台	10台

※28年度は入札不調により導入できず

燃料電池バス ※リース継続3年目

	令和元年度(6年リース)
台数	1台

【事業費の内訳】

内 容	R2年度	R3年度	差 引	説 明
ハイブリッドバス	10,626			
燃料電池バス	11,652			リース継続3年目
合計	22,278	22,278	0	

【事業スケジュール】

交通局からの繰出依頼を受領後、繰出しを行う。

【事業開始年度】

平成8年度～(ハイブリッドバス)
令和元年度～(燃料電池バス)

【根拠法令】

- ・自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針(国土交通省)
- ・市営交通 中期経営計画(交通局)

【根拠とするデータ等】

ハイブリッドバス導入実績(再掲)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	大島 貴至	志田 将史	水谷 春奈